

スクエア free セミナー 第162回

新春エレベータ・ピッチ2025

2024年の最高裁判決



東京ブライト法律事務所

弁護士 伊藤 献

Ito-ken@tokyo-bright.biz

自己紹介

- ・ 弁護士登録18年目
2006年10月 東京弁護士会登録
- ・ 東京ブライト法律事務所
所属弁護士数9名
- ・ 主な業務
契約書チェック～交渉（エンジニア派遣、人材関係顧問など）
民事裁判、刑事裁判、家事裁判（離婚、相続）、強制執行など
- ・ 弁護士領域拡大センター AI部会所属
- ・ 3人の子どもの父親

2024年の最高裁判決

◆ 経営に役立つ2024最高裁判決 3選

- ・ 日報がある場合のみなし労働時間 (R6.04.16)
- ・ 技術職を施設管理担当者に配転することの違法性(R6.04.26)
- ・ 非正規職員と待遇を合わせるために、正社員の手当を少なくすることの適法性(R5.05.24山口地裁判決→R6.07最高裁確定)

◆ 雑談に役立つ2024最高裁判決 3選

- ・ 男性から女性に性別変更後に、凍結精子で生まれた子の親子関係(R6.06.21)
- ・ 旧優生保護法による不妊手術強制の違法性(R6.07.03)
- ・ 元信者は返金を求めないとする念書の無効性(R6.07.11)

日報がある場合のみなし労働時間

・事案の概要

外国人の技能実習に係る監理団体の指導員。技能実習生のために、来日時等の送迎、日常生活指導や急なトラブルの際の通訳を行う。タイムカードはなく、業務日報を出していた。

労働基準法38条の2「労働者が労働時間の全部又は一部について事業場外で業務に従事した場合において、労働時間を算定し難いときは、所定労働時間労働したものとみなす」

・判決のポイント

「業務日報の正確性が客観的に担保されていたなどと評価することができるものでもない」

・ひとこと

テレワークでも、「業務日報の正確性を客観的に担保」することが課題。

技術職を施設管理担当者に配転することの違法性

・事案の概要

財団法人に、福祉用具センターにおける福祉用具の改造及び製作並びに技術の開発に係る技術職として雇用されていた。→その同意を得ることなく、総務課施設管理担当への配置転換を命じた。

・判決のポイント

「労働者と使用者との間に当該労働者の職種や業務内容を特定のものに限定する旨の合意がある場合には、使用者は、当該労働者に対し、その個別的同意なしに当該合意に反する配置転換を命ずる権限を有しない」

これに反する配置転換は、権利濫用となり得る。

・ひとつこと

職種限定合意の有無がポイント。
雇用契約書の職種の記載に注意。
育休や休職からの復帰時に注意。

非正規職員と待遇を合わせるために、正社員の手当を少なくすることの適法性

・事案の概要

山口総務
手当金等

・ひとこと

令和2年10月13日最高裁判決、令和2年10月15日最高裁判決によって、

賞与・退職金・職務手当は、格差あり。
扶養手当、住居手当、有給休暇、傷病休暇 は、平等に。

・判決のポイント

「病院の長期的な経営の観点から、人件費の増加抑制にも配慮しつつ手当の組換えを検討する高度の必要性があったところ（なお、原告らの月額賃金あるいは年収の減額率は高くても数%程度（5%を下回るもの）にとどまるから、就業規則の変更を行わないと使用者の事業が存続することができないというような極めて高度の必要性までは要しない。）、本件変更により正規職員らが被る不利益の程度を低く抑えるべく検討・実施され、また、その検討過程において、本件組合の意見が一部参考にされるなど、本件変更への理解を求めて一定の協議ないし交渉が行われた」

この上で行われた「本件変更は合理的なものであると認められる」

男性から女性に性別変更後に、 凍結精子で生まれた子の親子関係

・事案の概要

父が自己の精子を凍結保存→性別の取扱いの変更の審判を受けた（父親の性が女性に）。→母が凍結精子によって娘を出産。→胎児認知の届出をしたが、被上告人の法的性別が女性であることなどを理由に当該届出は不受理とされた。

・ひとこと

性別変更で生殖能力を失わせる手術は必要ない
（令和5年10月25日最高裁判決）

る。

・判決のポイント

「生物学的な男性が生物学的な女性に自己の精子で子を懐胎させることによって血縁上の父子関係が生ずるという点は、当該男性の法的性別が男性であるか女性であるかということによって異なるものではない」

旧優生保護法による不妊手術強制は違法

・事案の概要

昭和23年6月28日優生保護法成立。

・ひとこと

遺伝性疾患、ハンセン病、知的障害、精神障害

などが対象とされていました。られるか。

民法724条 不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 被害者・・・が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないとき。
- 二 不法行為の時から二十年間行使しないとき。

・判決のポイント

「本件請求権が除斥期間の経過により消滅したものとすることは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない。」

元信者は返金を求めないとする念書の無効性

・事案の概要

亡Aは、家庭連合に対し、平成17年から平成21年までの間、十数回にわたり合計1億0058万円を献金。

「それまでにした献金につき、家庭連合に対し、欺罔、強迫又は公序良俗違反を理由とする不当利得返還請求や不法行為に基づく損害賠償請求等を、**裁判上及び裁判外において、一切行わないことを約束する**」内容の**念書を公正証書**で作成。信者により、亡Aが被上告人Y1からの質問に答えて上記献金につき返金手続をする意思はないことを肯定する様子が**ビデオ撮影**された。その半年後、アルツハイマー型認知症により成年後見相当と診断。

・判決のポイント

「**知**
行は
の
又
求

・ひとつこと

高裁では、

「本件念書の内容や作成経緯等を検討しても、本件不起訴合意が公序良俗に反し無効であるとはいえない」

とされていました。

不法
たっ
入信
寄附
者が
こと

弁護士費用のめやす

顧問料（月額）

個人事業主 または 従業員数3名以下の会社	1万5000円（月額）
従業員数10名未満の会社	3万円（月額）
従業員数10名以上の会社	5万円（月額）

顧問サービスの内容

無料相談・メール相談・電話相談	時間制限なし
定期的なご訪問・ご連絡	1～2ヶ月に1度、ご訪問します
書面・契約書チェック	通数制限なし
一般的な契約書作成	毎月3通まで、無料
複雑な契約書	5～10万円
内容証明の送付・簡単な交渉	無料（ただし、実費のみご負担頂きます）
訴訟手続の割引	事案によって、2～3割引

一般事件の着手金の基準（いずれも税抜きの価格）

離婚事件	30万円	破産申立て	20万円
刑事事件	30万円	労働審判	30万円
内容証明送付・交渉	3～5万円	金銭請求 （代金回収、損害賠償等）	請求額の 8%

ご清聴
ありがとうございました。

弁護士 伊藤 献
東京ブライト法律事務所
03-5566-6371
lto-ken@tokyo-bright.biz

